

# バナナ姫ルナ 商標使用について



## 「バナナ姫ルナ」商標使用について

「バナナ姫ルナ」のキャラクターデザイン（ミニバージョンを含む）を、グッズ開発やパッケージ・パンフレット印刷等、様々な用途に活用いただくことができます。キャラクター使用をご希望の方は「商標使用許可申請書」に必要事項をご記入の上、下記のお問い合わせ先までお申込みください。北九州市の観光振興等に効果があると認められる場合には、許可証を発行いたします。

## 使用できるもの・使用できないもの

### 【使用できるもの】

- ・お菓子、グッズなどのお土産品
- ・パンフレット、広報物などの印刷媒体
- ・ホームページやブログなどのWEBサイトコンテンツ

### 【使用できないもの】

- ・公序良俗に反するもの
- ・宗教的、政治的目的をもって使用されるもの
- ・暴力団関係者の利益となるもの
- ・バナナ姫ルナのイメージを損なうおそれのあるもの
- ・その他、「バナナ姫ルナ」の商標使用に関する要綱中、制限されているもの



## 使用料

原則として無料

## 手続き

「バナナ姫ルナ」の商標使用に関する要綱をお読みいただき、下記お問い合わせ先まで次の書類をご提出ください。

- ・「バナナ姫ルナ」の商標使用許可申請書
- ・グッズ等の概要（販売価格、個数、販売開始時期、販売店等含む）
- ・（会社の場合は）申請する会社の概要



お問合せ

門司区役所総務企画課バナナ担当

TEL093-331-2252